

総務省 規制の事前評価書

(特定信書便役務の範囲の拡大及び特定信書便役務に係る約款の認可手続の簡素化等)

所管部局課室名：情報流通行政局

郵政行政部郵便課・信書便事業課

電話番号：03-5253-5975

e-mail：yubinka_comment@soumu.go.jp

評価実施時期：平成27年3月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

信書の送達の事業は、郵便事業として国が独占してきたが、平成15年4月に民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）が施行され、信書便事業として民間事業者の参入が可能となった。信書の送達の事業への民間事業者の参入の実現に当たっては、国民の基本的通信手段である信書の送達のユニバーサルサービスの確保と競争促進による利用者の選択の機会の拡大の両立を図ることを基本的な考え方とし、これを実現するため、日本郵政公社（現日本郵便株式会社）に対して信書の送達の役務の提供を郵便のユニバーサルサービス^{※1}として義務付ける一方で、それ以外の民間事業者に対してはクリームスキミング（採算性の高い地域や顧客のみを対象としてサービスを提供すること）による弊害を回避するとともに、通信の秘密を保護するための必要最小限の規律を課した上で、参入を可能とすることとされた。

※1 郵便法（昭和22年法律第165号）では、第1条で「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供すること」との目的が掲げられ、第2条で日本郵便株式会社が郵便の業務を行うべきことが規定されている。具体的には、日本郵便株式会社は、封書、葉書等の内国郵便、万国郵便条約に基づく国際郵便及び書留、内容証明等の特殊取扱の実施が義務付けられている。

信書の送達の事業への民間事業者の参入の類型としては、全国全面参入型の「一般信書便事業」と特定サービス型の「特定信書便事業」の2つが設けられている。前者は、取り扱うことのできる信書に重量等の制限を設けず全面的な参入を可能とする代わりに、全国の区域において軽量・小型の信書を引き受け、配達する義務が課される事業であるのに対し、後者は、大型・急送・高付加価値という特定信書便役務のみを提供するものであり、全国での提供義務は課されないものである。

【特定信書便事業の概要】

①大型信書便サービス（1号役務）

長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、
又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



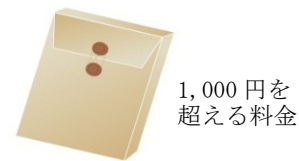
②急送サービス（2号役務）

信書便物が差し出された時から、
3時間以内に当該信書便物を送達するもの



③高付加価値サービス（3号役務）

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において
総務省令で定める額（国内における役務は1,000円）
を超えるもの



信書便法施行後11年が経過し、一般信書便事業への参入者は無いものの、特定信書便事業への参入者は順調に増加し、平成25年度末現在で412者が参入している。また、特定信書便事業の市場規模についても、平成25年度の取扱通数は約1,192万通（対前年度比約1.1倍）、売上高は約115億円（対前年度比約1.1倍）となり、着実に拡大を続けている。

一方で、特定信書便事業では、取り扱うことのできる信書の範囲に大きさや重量、料金等の限定があることから、更なる市場の拡大を図るには制約があり、事業者からも、特に大きさ（3辺90cm超）及び料金（1通1,000円超）の限定について、これが緩和されれば、これまで提供されていないような新たなサービスを提供できるようになるとの意見が出されているところである。

また、ICTの普及や利用人口の減少により、信書便市場を取り巻く環境は全体としては厳しさが増すことが予想される中、ユニバーサルサービスを確保しつつ、サービスの多様化・高度化による需要の新規創出や掘り起こしを図るなど市場の活性化をいかにして実現するかが課題となっている。

(2) 規制改正の目的、内容及び必要性

(特定信書便役務の範囲の拡大)

①規制改正の目的

民間事業者の参入実績が順調に増加している特定信書便事業について、取り扱うことのできる信書の範囲を拡大し、参入事業者の更なる増加や参入事業者が新たなサービスを提供することによる需要の新規創出や掘り起こしを促進し、市場全体の拡大と利用者の選択の機会を拡大を図る。

②規制改正の内容

特定信書便役務のうち、大型信書便サービス（1号役務）の大きさの要件及び高付加価値サービス（3号役務）の料金の要件を見直し、次のとおり特定信書便役務の範囲を拡大する。

(ア)大型信書便サービス（1号役務）

取り扱うことのできる信書便物のサイズを3辺計90cm超から3辺計73cm超まで拡大

(イ)高付加価値サービス（3号役務）

取り扱うことのできる信書便物の料金の額を1通1,000円超から1通800円超まで拡大

③規制改正の必要性

(ア) 大型信書便サービス（1号役務）において取り扱うことのできる信書便物のサイズを3辺計90cm超から3辺計73cm超まで拡大

現在、1号役務において取り扱うことのできる信書便物は、3辺の合計が90cmを超える大きさのものに限定されている。

これは、日本郵便には3辺の合計が90cmを超える信書の送達を義務付けておらず、この範囲であれば、特定信書便事業者が採算性の良い地域だけでサービスを提供しても、郵便のユニバーサルサービスの提供確保には支障を与えないとの理由によるものである。

今般、特定信書便事業者から、取り扱うことのできる信書便物の大きさの制限をA3サイズ（長さ42cm、幅29.7cm）程度まで緩和してほしいとの要望が出されたことを踏まえて、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行ったところ。

その結果、A3サイズ大の封筒が含まれる3辺の合計が73cmを超える郵便物から日本郵便が得ている収入は約19億円であり、郵便収入全体の約0.15%にとどまることから、この範囲まで特定信書便事業者に取り扱いを認めても、郵便のユニバーサルサービスの提供確保には支障を与えないとの判断に至った。

また、これまで、1号役務の取扱通数・売上高が一貫して増加を続けていることを踏まえると、取り扱うことのできる信書便物の大きさの制限を3辺の合計が73cmを超えるものまで緩和することで、この範囲において、需要の新規創出・掘り起こしが促進され、市場全体が拡大することも期待できる。

以上のことから、特定信書便事業の1号役務において取り扱うことのできる信書便物の大きさを、3辺の合計が90cmを超えるものから、3辺の合計が73cmを超えるものまで拡大することとしたもの。

(イ)高付加価値サービス（3号役務）において取り扱うことのできる信書便物の料金の額を1通1,000円超から1通800円超まで拡大

現在、特定信書便事業の3号役務において取り扱うことのできる信書便物は、1通の料金が1,000円を超えるものに限定されている。

これは、郵便のうち一般の利用に供されるサービスの最高額と考えられる書留・速達の郵便料金がおおよそ1,000円以下であることから、これを超える料金であれば、特定信書便事業者が採算性の良い地域だけでサービスを提供しても、郵便のユニバーサルサービスの提供確保には支障を与えないとの理由によるものである。

今般、特定信書便事業者から、取り扱うことのできる信書便物の料金の制限を800円程度まで緩和してほしいとの要望が出されたことを踏まえて、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行ったところ。

その結果、1通の料金が800円を超え1,000円以下の郵便物から日本郵便が得ている収入は約70億円であり、郵便収入全体の約0.55%にとどまることから、この範囲まで特定信書便事業者に取扱いを認めても、郵便のユニバーサルサービスの提供確保には支障を与えないとの判断に至った。

また、これまで、3号役務の取扱通数・売上高が一貫して増加を続けていることを踏まえると、取り扱うことのできる信書便物の料金の制限を800円を超えるものまで緩和することで、この範囲において、需要の新規創出・掘り起こしが促進され、市場全体が拡大することも期待できる。

以上のことから、特定信書便事業の3号役務において取り扱うことのできる信書便物の料金を、1通の料金が1,000円を超えるものから、1通の料金が800円を超えるものまで拡大することとしたもの。

(特定信書便役務に係る約款の認可手続の簡素化)

①規制改正の目的

特定信書便事業への円滑な参入、事業実施のため、総務大臣が作成する標準約款と同一の信書便約款により事業を行う場合には、総務大臣による認可手続を省略する制度を設け、事業者の申請に係る事務費用を軽減し、手続に要する期間を短縮するとともに、特定信書便役務の範囲の拡大に伴い予想される新規参入の増加に行政としても迅速に対応できるようにする。

②規制改正の内容

特定信書便事業者が、総務大臣が定めて公示した標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、総務大臣による認可を受けたものとみなすこととし、個別の認可手続を省略する制度を創設する。

③規制改正の必要性

信書便の役務の提供条件を定める信書便約款については、利用者の利益の保護等を図る観点から、各事業者は総務大臣の個別の認可を受けなければならないことと

しているが、特定信書便事業への参入が 400 者を超え、各事業者の信書便約款の内容が定型化してきていること、また、今回の特定信書便事業の業務範囲の拡大によって新規事業者による認可申請の増加が見込まれること等から、信書便約款の認可手続を簡素化するニーズが高まっている。

こうした状況を踏まえ、今回の改正では、総務大臣がモデルとなる標準約款を作成することとし、これと同一の信書便約款を用いる特定信書便事業者については総務大臣の個別の認可を省略することとするもの。

標準約款制度は貨物運送事業等の分野で既に導入されているものであり、行政手続が簡素化され、特定信書便事業者の信書便約款の認可に係る事務負担が軽減するとともに、総務大臣が内容の適正性を確保した上で作成した約款の普及が図られることとなる。

(信書便に関する料金の届出手続の緩和)

①規制改正の目的

一般信書便事業者の円滑な事業実施のため、一般信書便役務に関する料金の届出手続を緩和し、利用者のニーズに対応した機動的な料金設定を可能とするとともに、事業者の事務処理費用の軽減を図る。

②規制改正の内容

一般信書便役務に関する付加サービスの料金について総務大臣への届出を不要とする。

③規制改正の必要性

一般信書便役務に関する料金については、現在事前届出制としているが、このうち一般信書便役務に関する付加サービスの料金については、全国均一料金等の基準の適用を受けずに、事業者が自由に設定できるものであるところ、一般信書便事業の円滑な事業実施のため、利用者のニーズに対応した機動的な料金設定を可能とするとともに、事業者の事務処理費用の軽減を図る必要がある。

○関連する主要な政策：郵政行政

政策 15 郵政民営化の確実な推進

○法令の名称・関連条項とその内容： ※改正案の条文

- ・ 信書便法第 2 条第 7 項 特定信書便役務の範囲の拡大
- ・ 信書便法第 33 条 特定信書便役務に係る約款の認可手続の簡素化
- ・ 信書便法第 16 条 信書便に関する料金の届出手続の緩和

2. 規制の費用及び便益

(特定信書便役務の範囲の拡大)

(1) 規制の費用

①遵守費用

新規参入等する場合においては、事業の許可申請等の事務処理が生ずるが、現状と同じ手続であり、新たな遵守費用は発生しない。

②行政費用

特定信書便役務の範囲の拡大に伴う新規参入等の手続の増加による審査等の事務処理費用が国に生ずる。

③その他の社会的費用

追加する範囲と同等の大きさ・料金の郵便物の日本郵便株式会社の収入等は1. (2) ③のとおりであるが、拡大する役務の範囲は郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障を与えない範囲にとどめられており、ユニバーサルサービスが提供されなくなるという社会的費用は生じない。

(2) 規制の便益

①遵守便益

特定信書便事業者は、拡大する業務範囲への新規参入等が可能となり、特定信書便事業の取扱通数・売上高の増加が期待できる。

②行政便益

新たな行政便益は発生しない。

③その他の社会的便益

参入可能範囲が拡大することで、参入事業者数の増加に加え、既存事業者も含めて参入事業者の創意工夫の幅が広がり、これまで提供されていないような新たなサービスを提供することが可能となり、市場全体の拡大と利用者の選択の機会の拡大が期待できる。

(特定信書便役務に係る約款の認可手続の簡素化)

(1) 規制の費用

①遵守費用

新たな遵守費用は発生しない。

②行政費用

特定信書便事業に係る標準信書便約款の作成、変更及び公示の事務処理費用が国に生ずる。

③その他の社会的費用

特段想定されるものはない。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

特定信書便事業について、標準信書便約款による手続を設けることにより、事業者がこの手続により信書便約款を定める場合は信書便約款の認可手続が省略され、事務処理費用の軽減と手続に要する期間の短縮が図られる。

② 行政便益

個別の信書便約款の認可に係る審査等の事務処理費用が軽減されることや特定信書便役務の範囲の拡大に伴う新規参入の増加への迅速な対応が可能となることが期待される。

③ その他の社会的便益

信書便事業への円滑な参入、事業実施が可能となり、利用者は事業者のサービスを早く利用できるようになる。

また、総務大臣が内容の適正性を確保した上で作成した標準約款の普及が図られることから、信書便市場の健全な発展が期待できる。

(信書便に関する料金の届出手続の緩和)

(1) 規制の費用

① 遵守費用

新たな遵守費用は発生しない。

② 行政費用

新たな行政費用は発生しない。

③ その他の社会的費用

一般信書便事業者は、一般信書便役務に関する付加サービスの料金を総務大臣に届け出ずに実施することが可能となるため、不当な料金適用が行われた場合に、国による実態把握及び事業改善命令が遅れ、利用者の利益を損ねるおそれがある。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

一般信書便役務に関する付加サービスの料金の届出が不要とされ、利用者のニーズに対応した機動的な料金設定が可能となるとともに、事業者の事務処理費用が軽減される。

② 行政便益

一般信書便役務に関する付加サービスの料金の届出受理に係る業務が不要となる。

③ その他の社会的便益

利用者のニーズに対応した料金をより機動的に設定できるようになり、市場全体の活性化と利用者の選択の幅が広がることが期待できる。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（特定信書便役務の範囲の拡大）

特定信書便事業者は、拡大する業務範囲への新規参入等が可能となり、特定信書便事業の参入数・取扱通数・売上高の増加や、社会的便益として市場全体の拡大や利用者の選択の機会の拡大が期待される一方、特定信書便事業への参入等の申請手続の増加による国の審査等の事務処理費用の増加は限定的であり、ユニバーサルサービスの提供の確保への支障も生じない。

したがって、特定信書便役務の範囲を拡大することは適切であると考えられる。

（特定信書便役務に係る約款の認可手続の簡素化）

特定信書便事業について標準信書便約款の手続を設けることにより、事業者の信書便約款の認可手続に係る事務費用の軽減と手続に要する期間が短縮されるとともに、個別の信書便約款の認可に係る審査等の国の事務処理費用が軽減されることに加え、特定信書便役務の範囲の拡大に伴う新規参入等の手続の増加への迅速な対応が可能となる。また、信書便事業への円滑な参入、事業実施、総務大臣が内容の適正性を確保した上で作成した標準約款の普及につながり、信書便市場の健全な発展が期待できる。一方、総務大臣による標準信書便約款の作成、変更及び公示の事務処理費用は、一時的に発生するにとどまり、限定的である。

したがって、特定信書便役務に係る約款の認可手続を簡素化することは適切であると考えられる。

（信書便に関する料金の届出手続の緩和）

一般信書便役務に関する付加サービスの料金を総務大臣に届け出ずに実施することが可能となるため、不当な料金適用が行われた場合に、利用者の利益を損ねるおそれがあるが、一般信書便役務に関する付加サービスの料金については、全国均一料金等の基準の適用を受けずに事業者が自由に設定できるものであり、その利用についても利用者の任意の選択に委ねられているものであることに鑑みれば、利用者の利益が損ねられることは想定されない一方、一般信書便役務に関する付加サービスの料金の届出受理に係る業務が不要となるとともに、利用者のニーズに対応した料金をより機動的に設定できるようになり、市場全体の活性化と利用者の選択の幅が広がることが期待できる。

したがって、信書便に関する料金の届出手続を緩和することは適切であると考えられる。

4. 代替案との比較その他

(特定信書便役務の範囲の拡大)

(1) 代替案

特定信書便役務のうち、1号役務の大きさ及び3号役務の料金を見直し、次のとおり特定信書便役務の範囲を拡大する。

(ア) 大型信書便サービス（1号役務）

取り扱うことのできる信書便物のサイズを3辺計 90cm 超からA4サイズの信書まで送付可能となる3辺計 49.3cm（角形3号封筒のサイズ）超まで拡大

(イ) 高付加価値サービス（3号役務）

取り扱うことのできる信書便物の料金の額を1通1,000円超から1通500円超まで拡大

(2) 代替案の規制の費用

① 遵守費用

新規参入等する場合においては、事業の許可申請等の事務処理が生ずるが、現状と同じ手続であり、新たな遵守費用は発生しない。

② 行政費用

特定信書便役務の範囲の拡大に伴う新規参入等の手続の増加による審査等の事務処理費用が国に生ずる。

③ その他の社会的費用

A4サイズの信書まで送付可能となる3辺計 49.3cm（角形3号封筒のサイズ）超の郵便物及び1通の料金が500円を超え1,000円以下の郵便物から日本郵便が得ている収入は、それぞれ約1,589億円及び約430億円であり、郵便収入全体に占める割合は合わせて約15.7%にも達することから、採算性の高い地域に限定した事業展開も認められる特定信書便事業者はこの範囲の信書まで取扱いを認める場合、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に重大な支障を与え、不採算地域等での信書の送達手段を確保できなくなるおそれがある。

(3) 代替案の規制の便益

① 遵守便益

特定信書便事業者は、改正案以上に拡大する業務範囲への新規参入等が可能となり、改正案よりも特定信書便事業の取扱通数・売上高の増加が期待できる。

② 行政便益

新たな行政便益は発生しない。

③ その他の社会的便益

改正案以上に参入可能範囲が拡大することで、改正案以上の参入事業者数の増加に加え、既存事業者も含めて参入事業者の創意工夫の幅が広がり、これまで提供されていないような新たなサービスを提供することが可能となり、市場全体の拡大と

利用者の選択の機会の拡大が期待できる。

(4) 代替案との比較結果

拡大する役務の範囲において、改正案と比較して、特定信書便事業の参入数・取扱通数・売上高の増加がさらに期待できるとともに、既存事業者も含めて参入事業者の創意工夫の幅が広がり、これまで提供されていないような新たなサービスを提供することが可能となり、市場全体の拡大と利用者の選択の機会の拡大がさらに期待できる。

一方で、拡大する役務の範囲と同等の郵便物から日本郵便株式会社が得ている収入が郵便収入全体に占める割合は、代替案では合わせて15.7%となり、改正案の0.7%に比べて20倍以上と大きくなることから、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に重大な影響を与えると考えられ、不採算地域等での信書の送達を確保できなくなるおそれがあり、それを回避するための料金値上げや財政的措置など、改正案に比べて非常に大きな費用が発生すると考えられる。

これらのことから、代替案は、改正案と比較すると、生じる便益以上の非常に大きな費用が生じると考えられることから、適切でないと考えられる。

(特定信書便役務に係る約款の認可手続の簡素化)

(1) 代替案

特定信書便事業者が定める信書便約款について、総務大臣による認可制を改め、総務大臣への届出制とする。

(2) 代替案の規制の費用

① 遵守費用

新たな遵守費用は発生しない。

② 行政費用

信書便約款は事業改善命令の対象となることから、届け出られた信書便約款を確認し不適切なものであった場合には、事業改善命令の実施に係る事務が発生する。

③ その他の社会的費用

届出だけでサービスの提供を開始、変更、廃止することができるようになるため、仮に届け出られた信書便約款が不適切なものであった場合には、国が事業改善命令を行うまでの間、利用者の利益を損ねるおそれがある。

(3) 代替案の規制の便益

① 遵守便益

総務大臣の認可を待たずに届出だけで信書便約款に基づくサービスの提供を開始、変更、廃止することが可能となり、手続に要する時間が短縮される。

② 行政便益

個別の信書便約款の認可に係る審査等の事務処理費用が軽減されることや特定信

書便役務の範囲の拡大に伴う新規参入の増加への迅速な対応が可能となることが期待される。

③その他の社会的便益

信書便事業への円滑な参入、事業実施が可能となり、利用者は事業者のサービスを早く利用できるようになる。

(4)代替案との比較結果

費用については、代替案は、届出だけでサービスの提供を開始、変更、廃止することができるようになるため、仮に届け出られた信書便約款が不適切なものであった場合には、国が事業改善命令を行うまでの間、利用者の利益を損ねるおそれがあると同時に、国には、事業改善命令の実施に係る事務が発生する。他方、改正案では、標準信書便約款の作成に係る事務処理費用が一時的に国に生じるが、代替案では発生しない。

便益については、代替案では、信書便約款の認可は不要となるが、引き続き、届出は必要であるため、手続に要する時間は短縮されるものの、改正案と比較して事業者の事務処理費用の軽減は限定的である。また、代替案では、個別の信書便約款の認可に係る審査等の事務処理費用の軽減や特定信書便役務の範囲の拡大に伴う新規参入への迅速な対応が可能となるが、届け出られた信書便約款の確認事務が必要であることから、行政便益も限定的である。また、改正案では、信書便事業への円滑な参入、事業実施が可能となり、利用者は事業者のサービスを早く利用できるようになるとともに、総務大臣が内容の適正性を確保した上で作成した標準約款の普及が図られ、信書便市場の健全な発達が期待できるが、代替案では、このような標準約款の普及による便益は生じない

これらのことから、代替案は、改正案と比較すると一時的な費用の発生は回避できるものの、仮に届け出られた信書便約款が不適切なものであった場合には、国が事業改善命令を行うまでの間、利用者の利益を損ねるおそれがあり、また、生じる便益も改正案と比較すると限定的であり、かつ、総務大臣が内容の適正性を確保した上で作成した標準約款の普及による便益も生じないことから、適切ではないと考えられる。

(信書便に関する料金の届出手続の緩和)

(1)代替案

一般信書便役務に関する付加サービスの料金について、事前届出制を改め、事後届出制とする。

(2)代替案の規制の費用

①遵守費用

新たな遵守費用は発生しない。

②行政費用

新たな行政費用は発生しない。

③その他の社会的費用

一般信書便事業者は、一般信書便役務に関する付加サービスの料金を総務大臣に事後的に届け出るだけで実施することが可能となるため、不当な料金適用が行われた場合に、国が事業改善命令を行うまでの間、利用者の利益を損ねるおそれがある。

(3)代替案の規制の便益

①遵守便益

一般信書便役務に関する付加サービスの料金の届出が事後でよくなり、利用者のニーズに対応した機動的な料金設定が可能となる。

②行政便益

新たな行政便益は発生しない。

③その他の社会的便益

利用者のニーズに対応した料金を、より機動的に設定できるようになり、市場全体の活性化と利用者の選択の幅が広がることが期待できるが、総務大臣への料金の届出は残るため、その度合いは改正案よりも限定的である。

(4)代替案との比較結果

代替案は、改正案に比較して不当な料金適用が行われた場合の実態把握に要する費用は少ないと考えられるが、一般信書便役務に関する付加サービスの料金については、全国均一料金等の基準の適用を受けずに事業者が自由に設定できるものであり、その利用についても利用者の任意の選択に委ねられているものであることに鑑みれば、利用者の利益が損ねられることは想定されず、両者に差異はほとんどない。一方、便益は、代替案では、事業者の事務処理費用の軽減、行政の届出受理に係る業務が不要になるという便益が生じないこと、改正案の方がより市場全体の活性化と利用者の選択の幅が広がることが期待できることから、代替案は、改正案と比較すると適切ではないと考えられる。

5. 有識者の見解その他関連事項

(1)有識者の見解

情報通信審議会「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化のあり方」の平成26年12月第二次中間答申において、以下の提言がされている。

- ・郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲内において、参入事業者による創意工夫を凝らした高い付加価値を有するサービスの提供により、需要の新規創出や掘り起こしを図るため、特定信書便事業の業務範囲を拡大することが適当である。(特定信書便役務の範囲の拡大関係)

- ・サービスの多様化・高度化等による郵便・信書便市場の活性化を図るため、迅速な事業展開を可能とするための規制緩和措置を講ずることが必要である（特定信書便役務に係る約款の認可手続の簡素化、信書便に関する料金の届出手続の緩和関係）。
- ・以上の方策については、総務省において、速やかに実施に向けた準備を行うことが適当である。また、以上の方策の実施後においても、郵便のユニバーサルサービスの提供状況や特定信書便事業への参入状況等を定期的に検証し、必要な場合には見直しを行うことが適当である。

(2) その他関連事項

情報通信審議会「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化のあり方」に係る中間答申（平成 26 年 3 月 12 日公表）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000279031.pdf

平成 26 年 12 月第二次中間答申（平成 26 年 12 月 4 日公表）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000325805.pdf

6. レビューを行う時期又は条件

郵便のユニバーサルサービスの提供状況や特定信書便事業への参入状況等を定期的に検証し、郵便・信書便市場の活性化の観点から必要な場合には見直しを行う。